

出雲市不登校対策指針

令和 6 年 2 月
出雲市教育委員会

目 次

I	策定の背景と趣旨	3
II	不登校にかかる状況	
1	不登校児童生徒の状況	
(1)	不登校児童生徒数	4
(2)	学年別	5
(3)	欠席日数別	5
(4)	進路状況	6
(5)	欠席日数別の支援状況	6
2	不登校傾向児童生徒の状況	7
3	不登校の要因	8
4	不登校対策の状況	
(1)	未然防止にかかる対策	9
(2)	不登校傾向児童生徒への対策	12
(3)	不登校児童生徒への対策	13
(4)	ひきこもり傾向の児童生徒への対策	14
(5)	I C T機器の活用事例	14
III	不登校対策の基本的な考え方	15
IV	不登校対策の各施策	
1	不登校の未然防止	16
2	不登校傾向児童生徒への支援	17
3	不登校児童生徒への支援	18
4	ひきこもり傾向の児童生徒への支援	19
5	保護者への支援	19

出雲市は、トキが飛び交う人と自然が共生するまちをめざしています。
この「出雲市不登校対策指針」の表紙には、そのトキ色を採用しています。

I 策定の背景と趣旨

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

令和5年10月に文部科学省より「令和4年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題」の調査結果が公表され、全国の不登校児童生徒の状況が明らかになりました。調査結果としては、国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千人で過去最多となりました。また、島根県の1,000人あたりの不登校児童生徒数は小・中学校とも全国を上回っており、喫緊の課題となっています。

本市においても令和4年度の不登校児童生徒数は、小・中学校あわせて592人と過去最多となりました。そして近年、特に長期に欠席している児童生徒（欠席日数90日以上）の増加が顕著であることや、学校内外のどの機関等でも相談・指導等を受けていない不登校児童生徒が多くいることなどが特徴としてあげられます。

これまで本市では、児童生徒の学習支援や保護者相談に対応する不登校相談員の配置、不登校児童生徒が個別学習や体験活動を通して学ぶ場である教育支援センターの市内3か所での設置、さらには家に閉じこもりがちな児童生徒に対して自宅以外での活動を促す不登校対策指導員の配置など、本市独自の施策を積極的に展開してきました。一方、不登校児童生徒は増加し続けているとともに、その実態も多様化しており、既存の対策の見直しが必要になってきました。

このような状況への対応のために、令和4年度当初から市教育委員会内で検討をはじめ、令和4年度末には、小・中学校校長会の代表や指導主事等による「不登校対策プロジェクトチーム」を組織しました。そこでは関係者との意見交換を行うなどして不登校児童生徒に係る各種調査結果の分析をするとともに、新たな不登校対策について検討を進めてきました。また令和5年度には、総合教育会議において2回にわたり主要議題として掲げ、市長と教育委員との間で現状や対策等について議論が交わされたところです。

一方、国においても令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（通称：COCOLOプラン）」により、新たな不登校対策の方向性が示されたところです。

このような経緯の中、この度、本市においては国の動向も踏まえ、新たな不登校対策の方向性を示した「出雲市不登校対策指針」を策定しました。今後はこの指針をもとに、学校・保護者・地域の理解や連携をすすめ、不登校児童生徒を含めたすべての児童生徒を大切に教育をより一層推進したいと考えています。

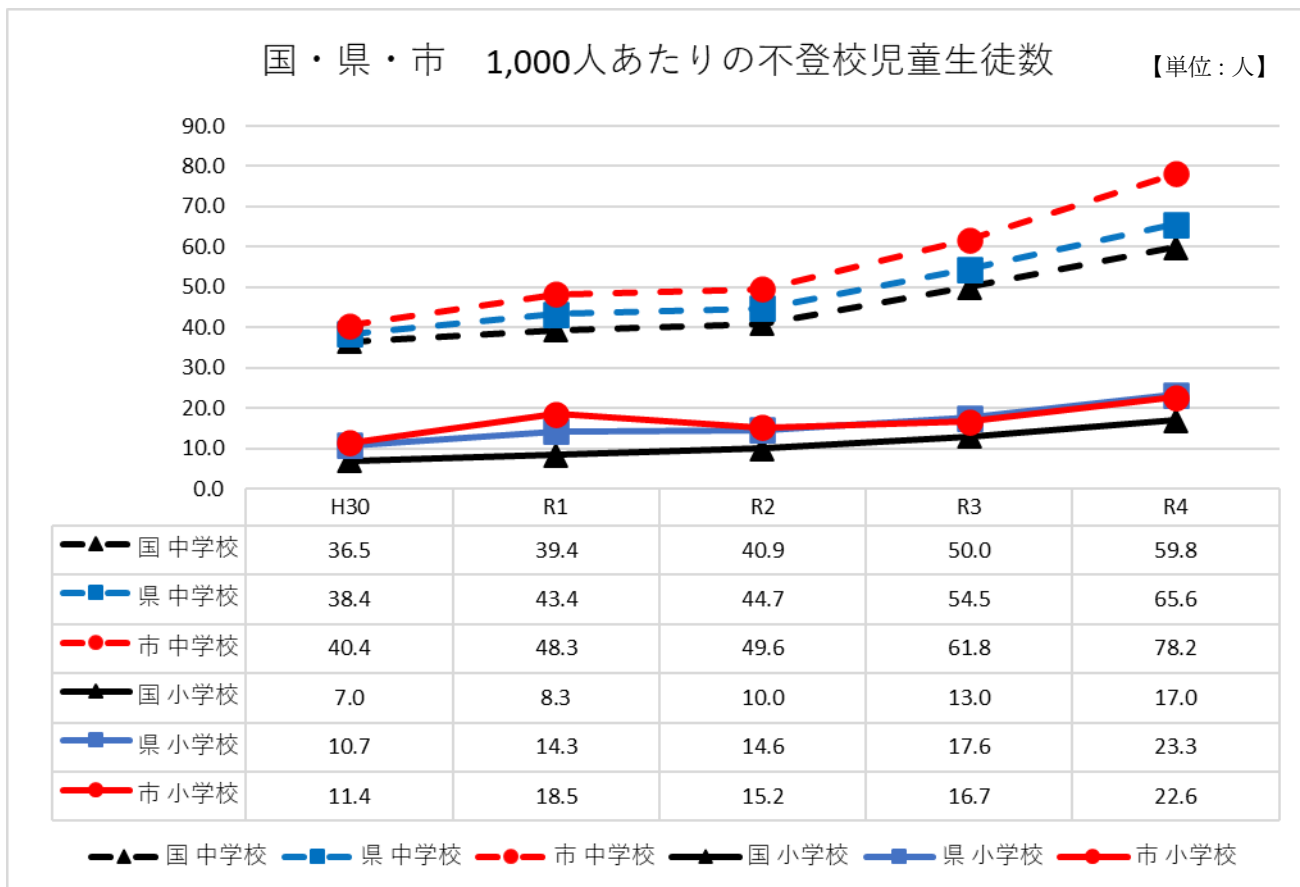
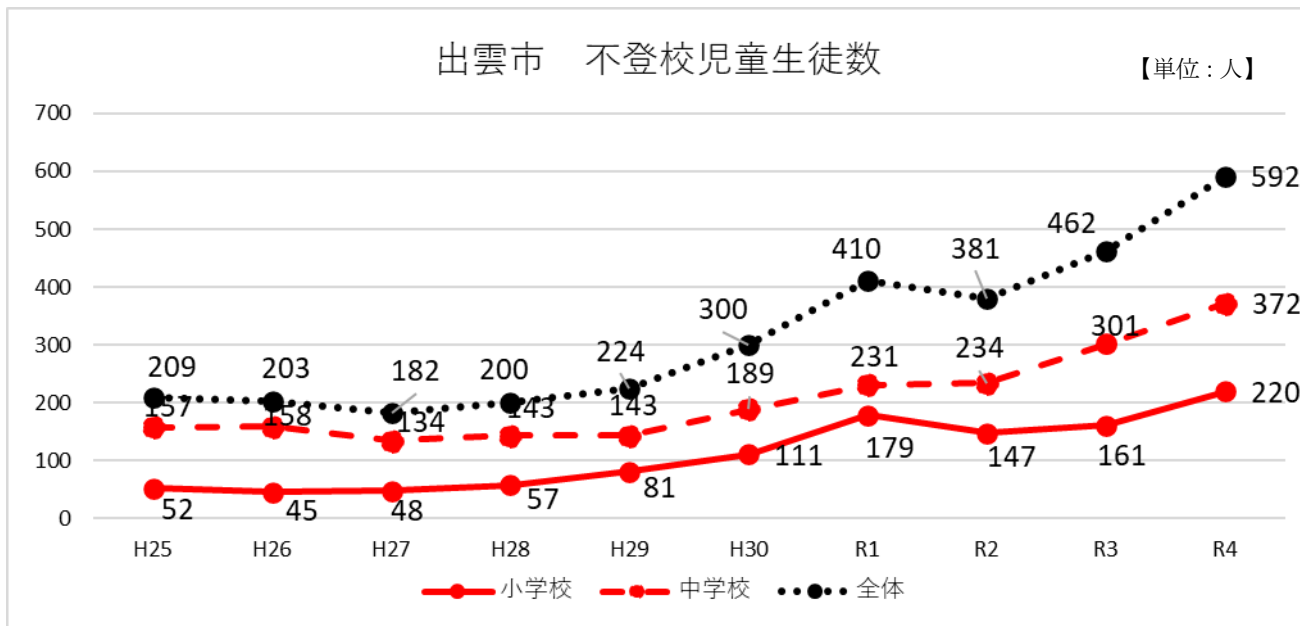
Ⅱ 不登校にかかる状況

1 不登校児童生徒の状況

(1) 不登校児童生徒数

不登校児童生徒とは、年間の欠席日数が病気等を除き30日以上となった児童生徒である。

本市における不登校児童生徒数は、小学校では平成29年度頃から、中学校では平成30年度頃から急激に増加してきた。また、1,000人あたりの不登校児童生徒数をみると、中学校において国、県を大きく上回っている。



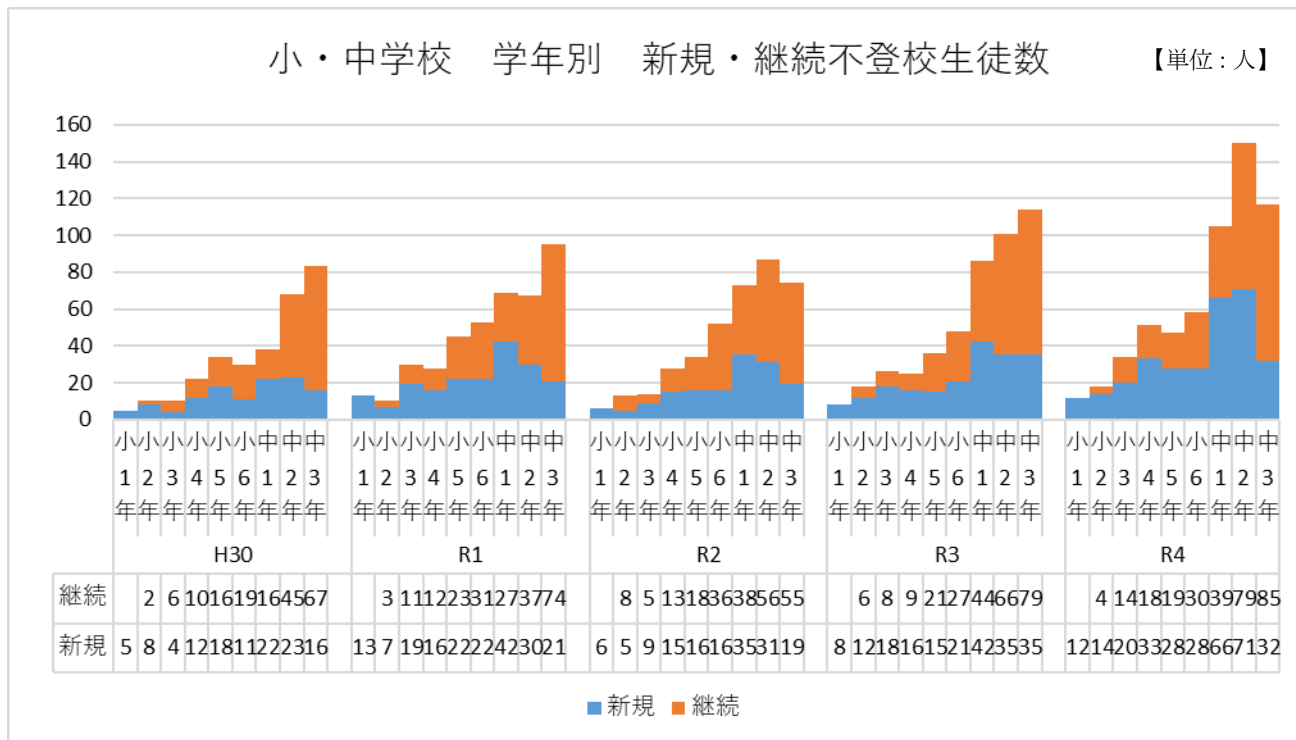
※データ抽出元：児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する調査（国）

(2) 学年別

不登校児童生徒数を学年別にみると、学年が進むにつれて増加する傾向がみられる。

新規に不登校になる児童生徒は、特に中学1年生で多いが、中学3年生では減少する傾向がみられる。

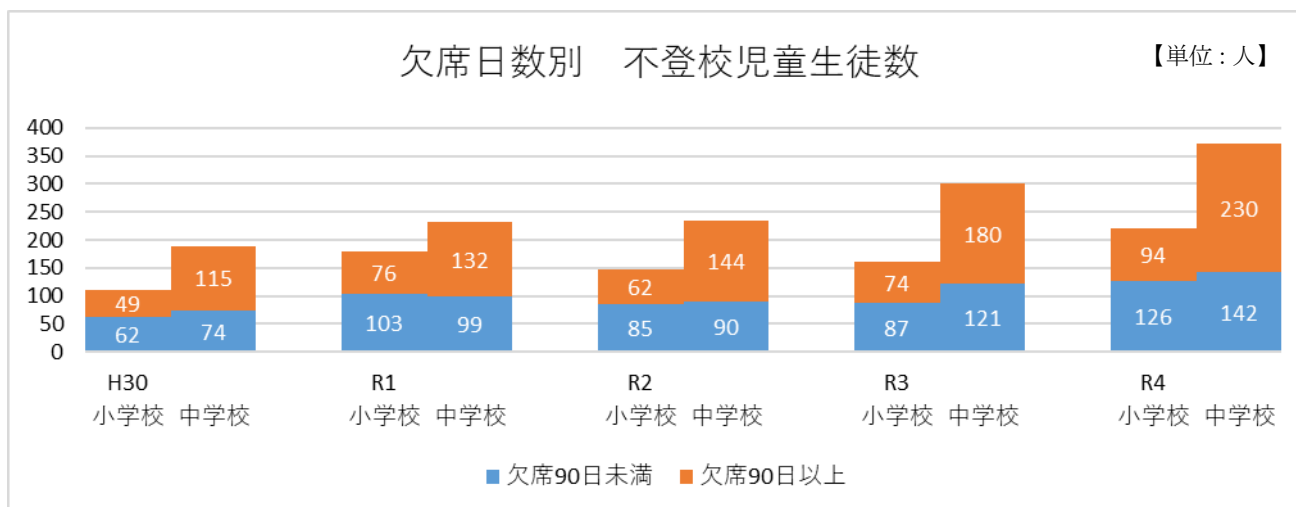
一方、小学校では中学年から新たに不登校になる児童が多くなり、学年が進むごとに不登校児童生徒数が増加する傾向がみられる。



※データ抽出元：不登校児童生徒に係る調査（市）

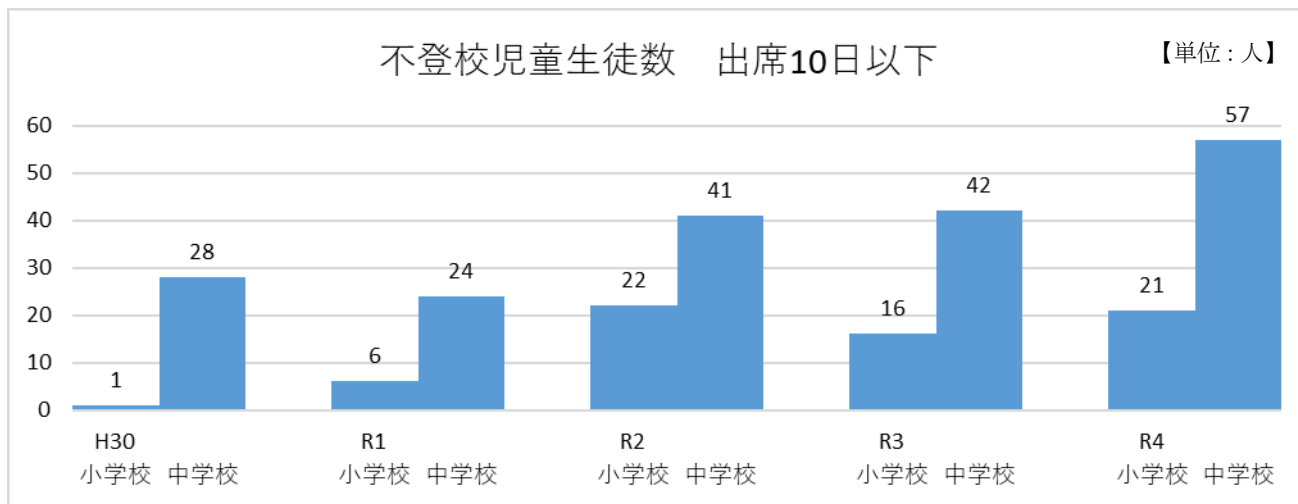
(3) 欠席日数別

欠席日数別にみると、比較的登校している児童生徒（欠席日数90日未満）や長期に欠席している児童生徒（欠席日数90日以上）がともに半数程度あり、近年、長期に欠席している児童生徒の増加が顕著である。



※データ抽出元：児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する調査（国）

学校にほとんど登校できてない不登校児童生徒（出席日数10日以下）の数は、令和2年度は著しく増加し、その後も中学校では増加傾向にある。



区分	H30	R1	R2	R3	R4
小1	0	0	0	0	0
小2	0	0	2	2	0
小3	0	1	0	3	3
小4	1	0	3	2	5
小5	0	3	6	4	7
小6	0	2	11	5	6
中1	2	5	12	11	9
中2	10	4	12	12	31
中3	16	15	17	19	17

※データ抽出元：不登校及び不登校傾向児童生徒に関する調査（県及び国）

(4) 進路状況（令和4年度卒業）

【単位：人】

区分	進学												就職		その他	合計
	全日制								定時制		通信制		県内	県外		
	県内				県外				県内	県外	県内	県外				
	公立	特別支援学校 高等部	私立	各種専修学校 専門課程・ 各種学校等	公立	特別支援学校 高等部	私立	各種専修学校 専門課程・ 各種学校等								
①欠席30日～89日	5	2	11	1	0	0	0	8	0	6	3	2	0	1	39	
②欠席90日以上	6	7	10	2	0	0	0	11	0	27	8	0	0	7	78	
うち出席10日以下	0	2	0	1	0	0	0	0	0	9	2	0	0	3	17	
うち出席0日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	3	
合計（①+②）	11	9	21	3	0	0	0	19	0	33	11	2	0	8	117	
	44				0				19		44		2			

※その他（8人）は、引き続き在家庭（7人）や帰国（1人）である。

※データ抽出元：令和4年度不登校生徒の中学校卒業後の進路状況調査（市）

(5) 欠席日数別の支援状況

令和4年度の欠席日数別に支援状況をみると、欠席日数が90日未満の児童生徒は比較的登校しているため、学校が主に関わって支援を行っている。一方で、出席日数が11日未満（0日を含む）の児童生徒は、学校との関わりも少ないうえ、市教育委員会やその他の機関での支援を受けていない児童生徒（小学校12人、中学校43人）も多い。

「欠席90日以上出席11日以上」の児童生徒は、学校での支援を受けている場合が

ほとんどではあるが、市教育委員会（教育支援センター・不登校対策指導員）やその他の機関の支援を受けている場合もある。しかし、欠席の状況によっては、学校との関わりが少ない児童生徒もいる。

■小学校

【単位：人】

欠席状況	不登校児童数	市教育委員会		その他の機関	学校	
		教育支援センター	不登校対策指導員		別室以外	別室
欠席30日-90日未満	126	1	0	3	81	41
欠席90日以上出席11日以上	73	8	2	3	38	22
欠席90日以上出席11日未満	17	0	5	3	8	1
欠席90日以上出席0日	4	0	1	0	3	
合計	220	9	8	9	194	

■中学校

【単位：人】

欠席状況	不登校生徒数	市教育委員会		その他の機関	学校	
		教育支援センター	不登校対策指導員		別室以外	別室
欠席30日-90日未満	142	1	0	3	105	33
欠席90日以上出席11日以上	173	17	3	8	91	54
欠席90日以上出席11日未満	42	9	1	1	30	1
欠席90日以上出席0日	15	2	0	1	12	
合計	372	29	4	13	326	

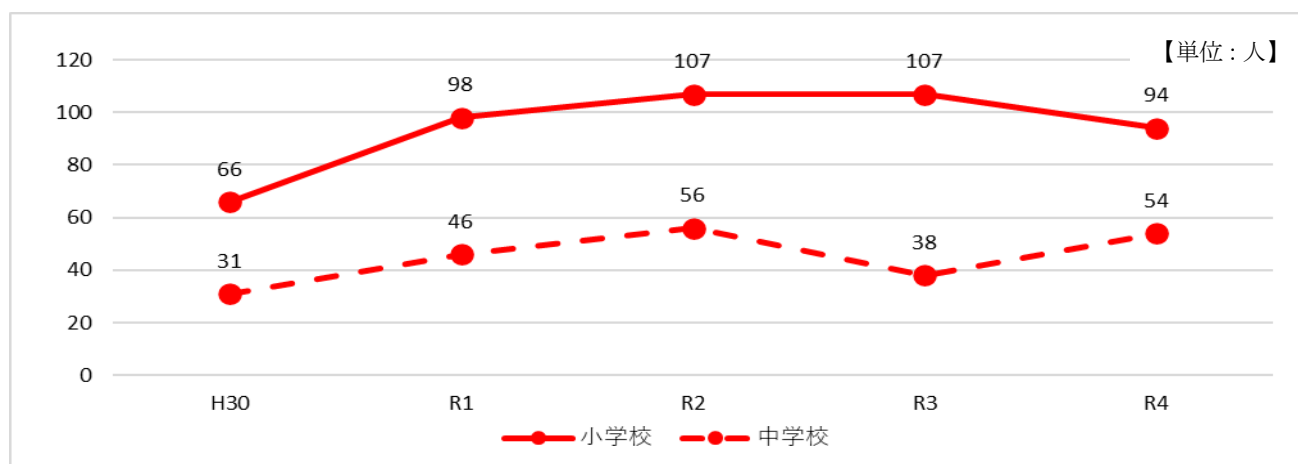
※データ抽出元：令和4年度児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する調査（国）
令和4年度不登校児童生徒に係る調査（市）

2 不登校傾向児童生徒の状況

不登校傾向児童生徒とは、年間の欠席が30日未満である児童生徒のうち以下のような状況にあり、学校が不登校となることを心配している児童生徒である。

- ・休みがちであり、不登校による30日以上欠席が懸念される児童生徒
- ・登校しても教室に入ることができず、自学室等で過ごしている児童生徒
- ・登校しても教室に入ることができないとともに、一定の場所で過ごすことができない児童生徒

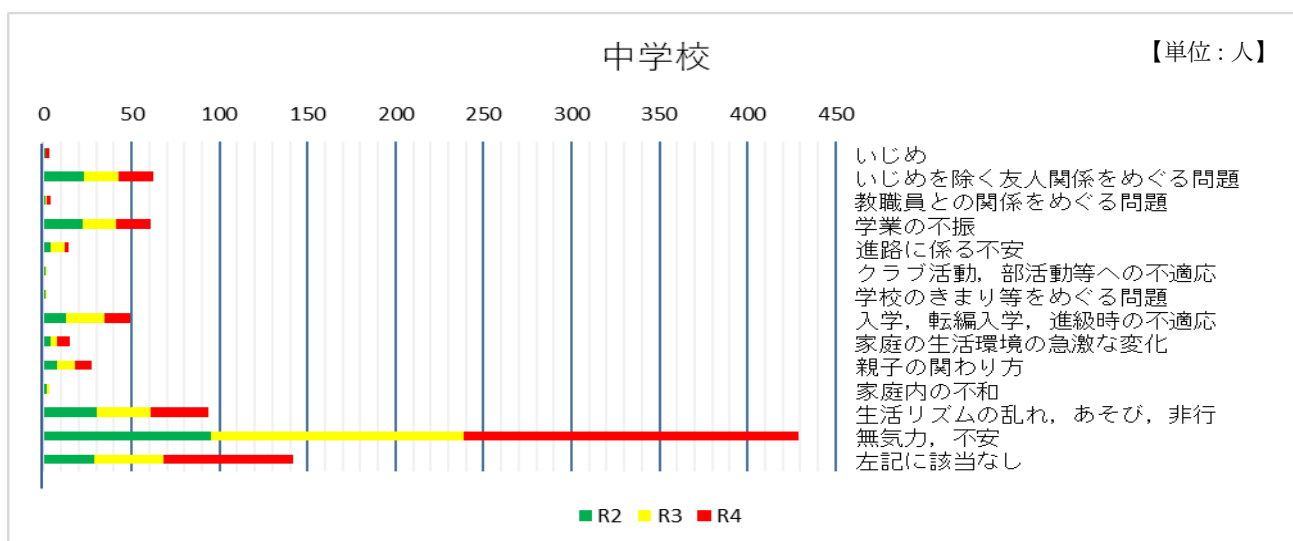
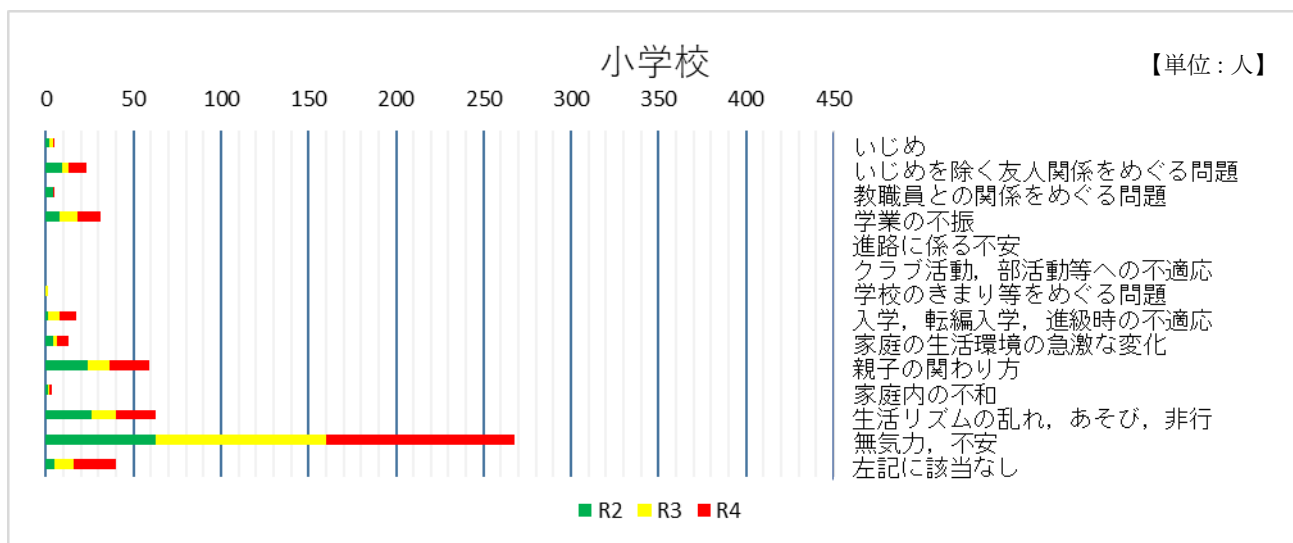
不登校傾向児童生徒数は、近年ほぼ横ばいの推移となっている。



※データ抽出元：令和4年度不登校児童生徒に係る調査（市）

3 不登校の要因

学校から報告されている不登校になった要因は、圧倒的に「無気力・不安」が多い。また、小学校では「生活リズムの乱れ等」や「親子の関わり方」が続き、中学校では「該当なし」が多いが、その中には「大人数が苦手」や「集団への不適応」が理由として捉えられているものが含まれる。



区分	小学校			区分	中学校		
	R2	R3	R4		R2	R3	R4
いじめ	2	2	1	いじめ	1	0	2
いじめを除く友人関係をめぐる問題	9	4	10	いじめを除く友人関係をめぐる問題	23	20	19
教職員との関係をめぐる問題	4	0	1	教職員との関係をめぐる問題	1	1	2
学業の不振	8	10	13	学業の不振	22	19	20
進路に係る不安	0	0	0	進路に係る不安	4	8	2
クラブ活動, 部活動等への不適応	0	0	0	クラブ活動, 部活動等への不適応	1	1	0
学校のきまり等をめぐる問題	0	1	0	学校のきまり等をめぐる問題	1	1	0
入学, 転編入学, 進級時の不適応	1	7	9	入学, 転編入学, 進級時の不適応	13	22	14
家庭の生活環境の急激な変化	4	2	7	家庭の生活環境の急激な変化	4	4	7
親子の関わり方	24	12	23	親子の関わり方	8	10	9
家庭内の不和	1	1	1	家庭内の不和	2	1	0
生活リズムの乱れ, あそび, 非行	26	14	23	生活リズムの乱れ, あそび, 非行	30	31	33
無気力, 不安	63	97	108	無気力, 不安	95	144	190
左記に該当なし	5	11	24	左記に該当なし	29	39	74
合計	147	161	220	合計	234	301	372

※データ抽出元：児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する調査（国）

※要因は、不登校となったと思われる主なものを一つ選択

4 不登校対策の状況

(1) 未然防止にかかる対策

①学校での未然防止策

(ア) 教員の授業力向上の取組

- ・めあてと振り返りを意識した授業展開の工夫
- ・わかる授業づくりのための授業改善

(イ) 居場所づくり・絆づくりの取組

- ・児童生徒の自己有用感を高める取組の推進
- ・学校行事や体験活動等を含めた特別活動の充実

(ウ) だんだんタイム（人間関係づくり・対話力育成プログラム）

- ・コミュニケーション能力の向上を目指した短時間グループアプローチの実施

※ソーシャルスキルの向上とよりよい学級集団づくりを行うことによって、不登校・いじめ等の未然防止を図ることを目的としている。

※令和元年度に実践推進校4校（小学校3校、中学校1校）で実施し、令和2年度12校（小学校10校、中学校2校）、令和3年度28校（小学校22校、中学校6校）、令和4年度34校（小学校25校、中学校9校）と、実践校は年々増加している。

(エ) 児童生徒が欠席した場合の対応の徹底

欠席1日目は電話連絡、2日目は家庭訪問、3日目は組織対応

②スクールカウンセラーの活用

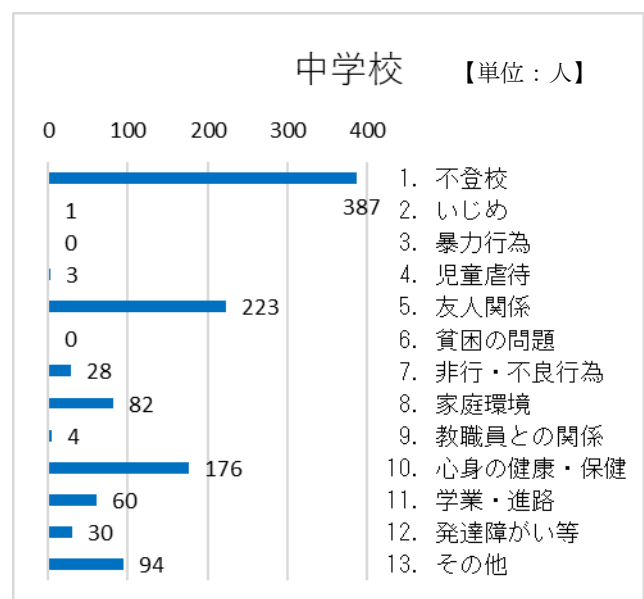
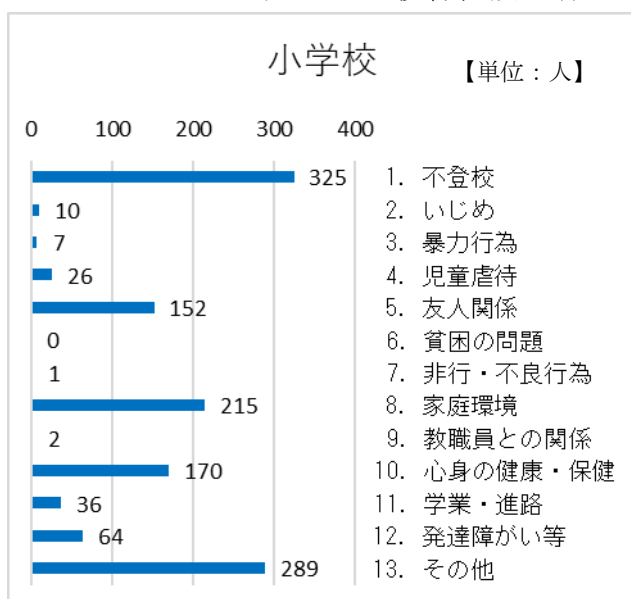
心理の専門家であるスクールカウンセラー（以下「SC」とする。）の業務は、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど多岐にわたっており、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

SCの教育相談内容は、不登校相談に係る相談が最も多い。また、不登校以外の相談も多くあり、児童生徒や保護者のニーズは近年非常に高まっている。

※出雲市では、分校を除くすべての小・中学校に配置している。

※配置時間については、学校規模等に応じて20時間、30時間、40時間、70時間、100時間、140時間となっている。

■ SCが実施した教育相談内容



※データ抽出元：令和4年度SC勤務実績記録簿兼報告書

③スクールソーシャルワーカーの活用

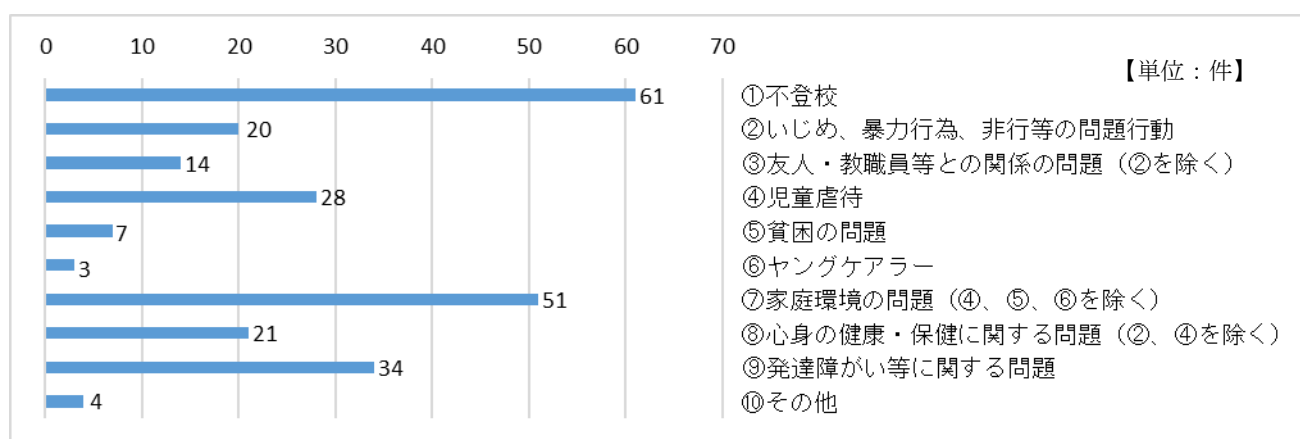
福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする。）の業務は、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供など多岐にわたっている。

SSWの相談内容は、不登校に係る相談が最も多い。また、不登校以外にも家庭環境の問題や発達障がいなどの相談も多くあり、保護者や教職員等のニーズは近年非常に高まっている。

※出雲市では、9名のSSWを教育委員会に配置しており、要請のあった学校に派遣している。

※年間を通して定期相談会を開催し、多くの保護者が利用されている。（令和4年度：55件）

■SSWが実施した教育相談内容（※複数回答あり）

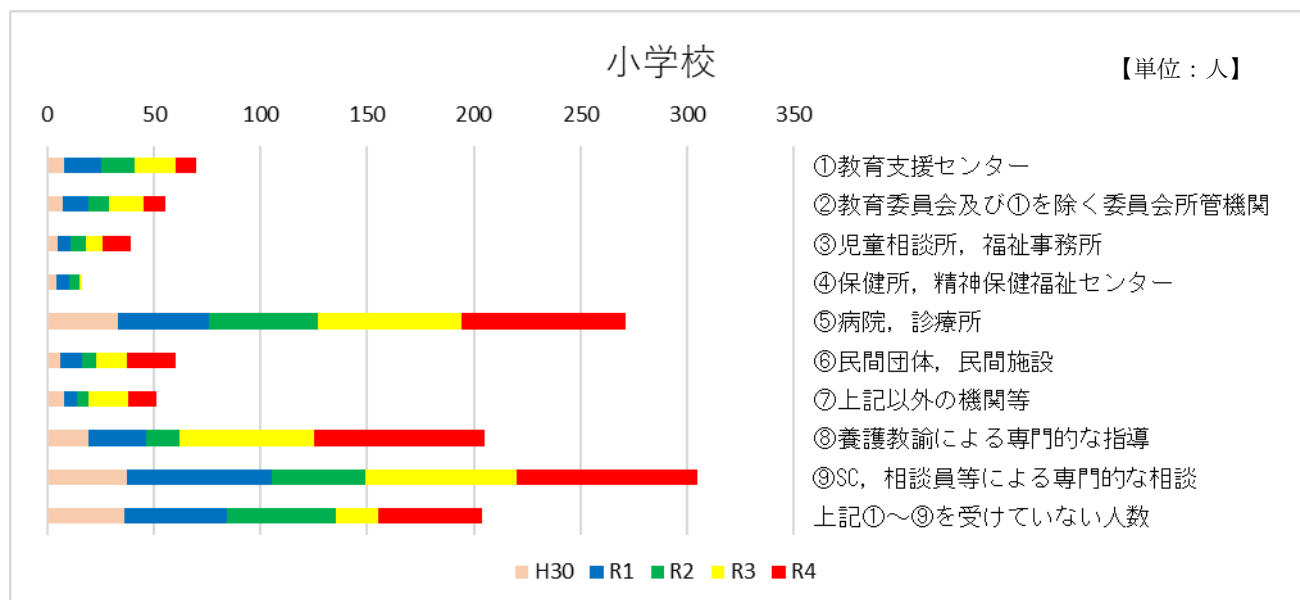


※データ抽出元：令和4年度SSW活用事業における活動記録

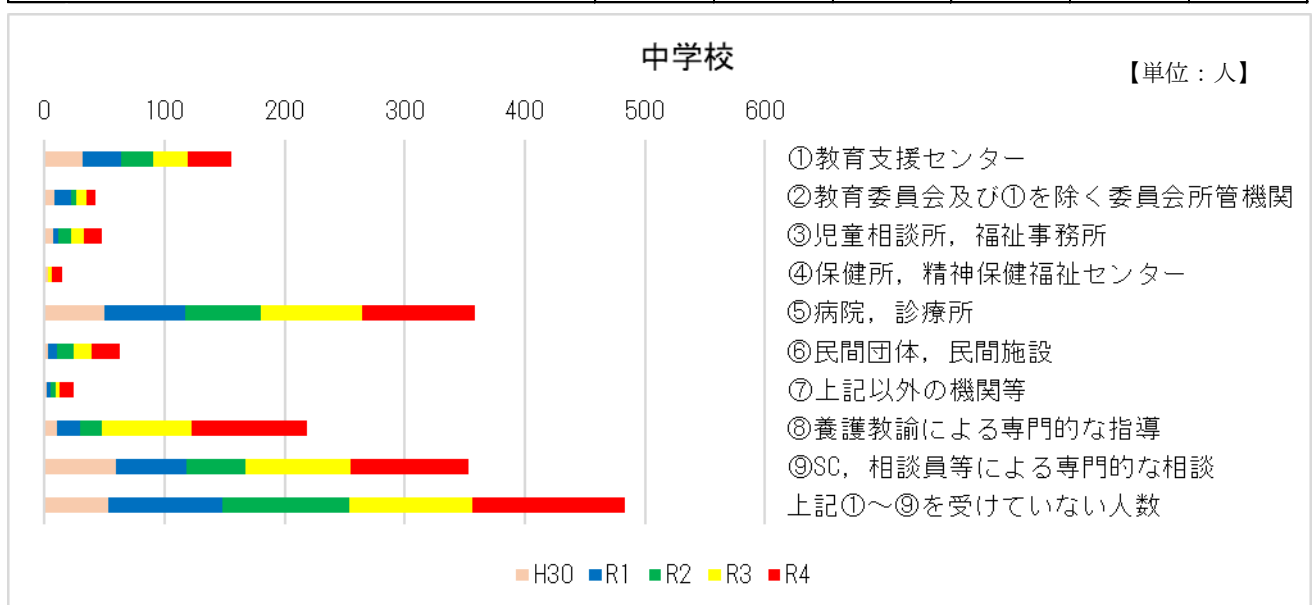
④学校内外の機関等の活用

学校外では「病院、診療所」等の医療機関で相談・指導等を受けた不登校児童生徒が、学校内では「SC、相談員等による専門的な相談」を受けた不登校児童生徒が多い。

一方で、学校内外のどの機関等でも相談・指導等を受けていない不登校児童生徒が、特に中学校で多くいる。



相談・指導等を受けた機関		H30	R1	R2	R3	R4	合計
学校外	①教育支援センター	8	17	16	19	10	70
	②教育委員会及び①を除く委員会所管機関	7	12	10	16	10	55
	③児童相談所，福祉事務所	5	6	7	8	13	39
	④保健所，精神保健福祉センター	4	6	5	1	0	16
	⑤病院，診療所	33	43	51	67	77	271
	⑥民間団体，民間施設	6	10	7	14	23	60
	⑦上記以外の機関等	8	6	5	19	13	51
	上記①～⑦を受けた実人数	51	88	74	102	115	430
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導	19	27	16	63	80	205
	⑨SC，相談員等による専門的な相談	37	68	44	71	85	305
	上記⑧⑨を受けた実人数	47	78	50	104	126	405
上記①～⑨を受けていない実人数		36	48	51	20	49	204



相談・指導等を受けた機関		H30	R1	R2	R3	R4	合計
学校外	①教育支援センター	32	32	26	29	37	156
	②教育委員会及び①を除く委員会所管機関	8	14	4	9	7	42
	③児童相談所，福祉事務所	7	4	11	11	15	48
	④保健所，精神保健福祉センター	3	0	0	3	9	15
	⑤病院，診療所	50	67	63	85	94	359
	⑥民間団体，民間施設	3	7	14	15	24	63
	⑦上記以外の機関等	2	3	4	4	11	24
	上記①～⑦を受けた実人数	86	101	91	126	161	565
学校内	⑧養護教諭による専門的な指導	10	20	18	75	96	219
	⑨SC，相談員等による専門的な相談	60	58	49	88	98	353
	上記⑧⑨を受けた実人数	77	70	62	136	158	503
上記①～⑨を受けていない実人数		53	95	106	102	127	483

※データ抽出元：児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する調査（国）

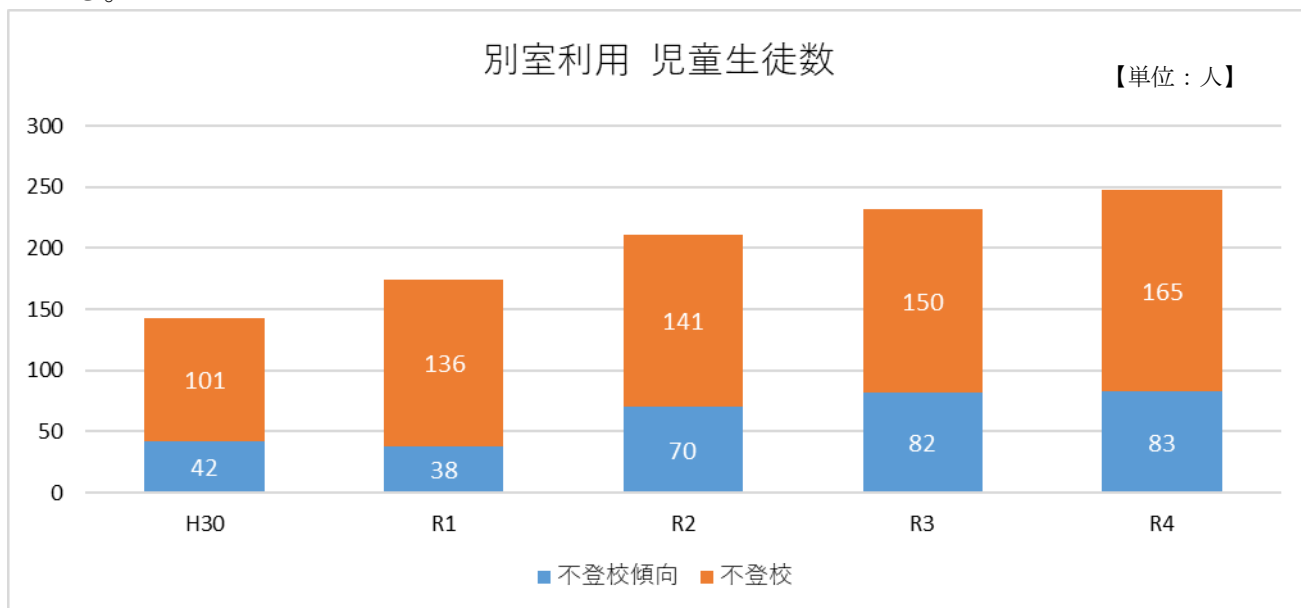
※①～⑨の項目は、重複選択あり。

(2) 不登校傾向児童生徒への対策

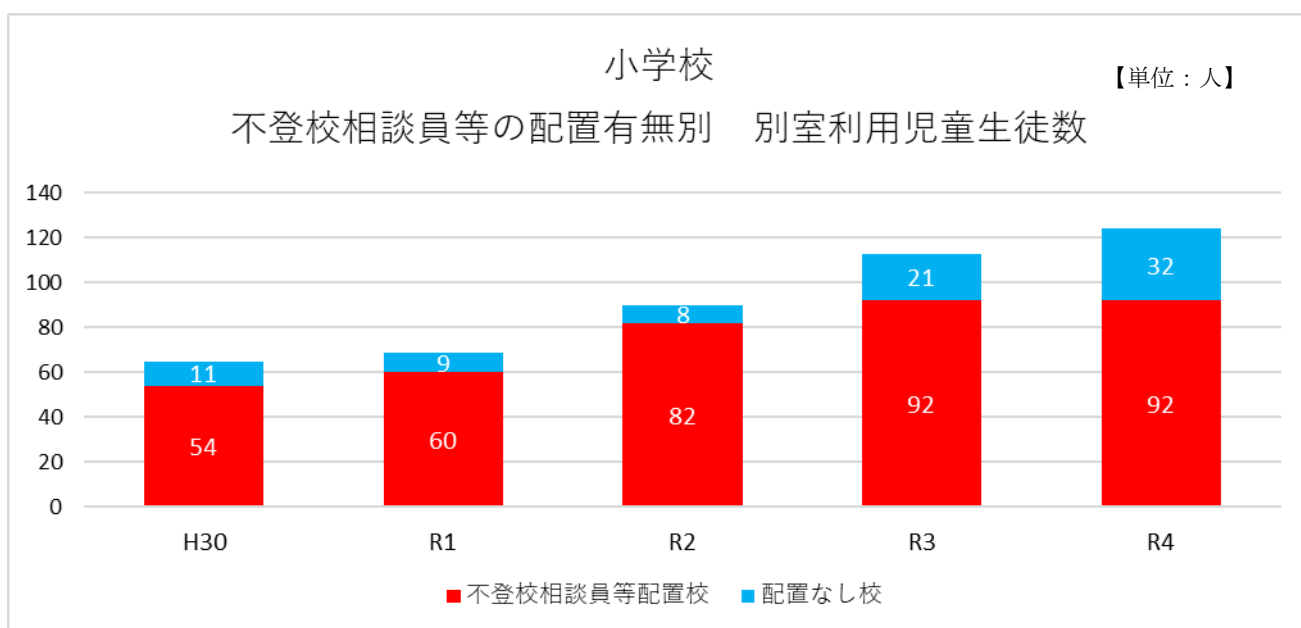
①別室利用

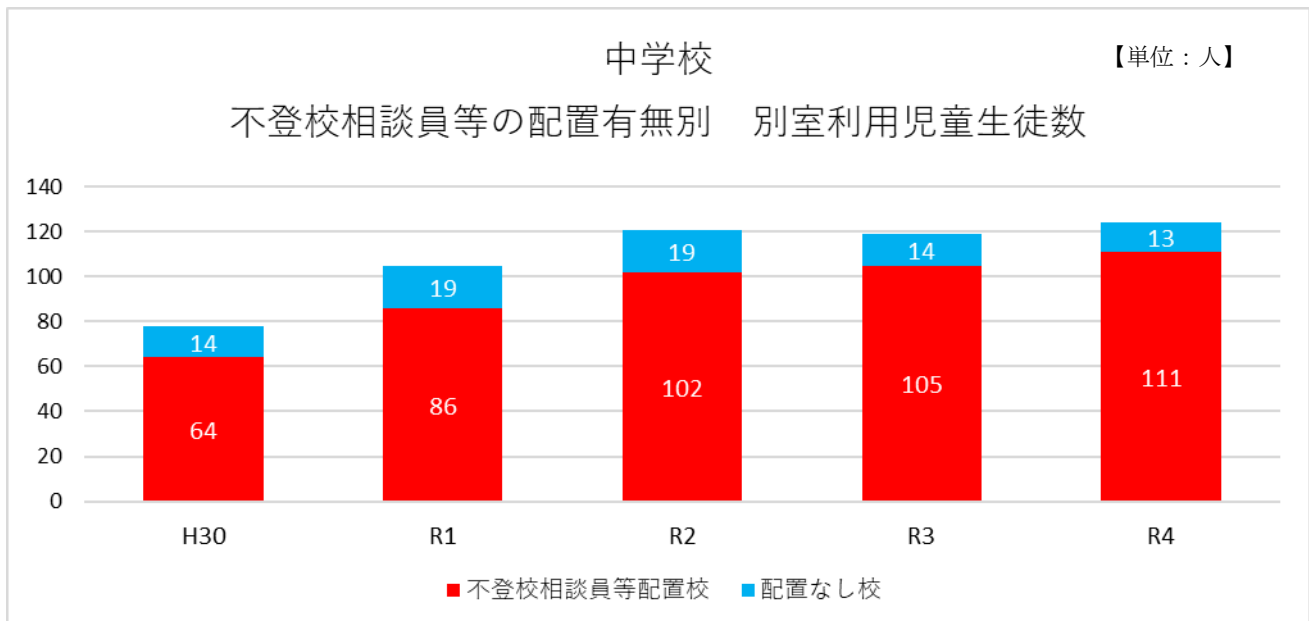
教室に行きづらくなった児童生徒が、校内で落ち着いて過ごすことのできる専用の部屋（以下、「別室」という）は、中学校では全ての学校に設置しているが、小学校では常時設置していない学校（9校）がある。空き教室等がなく、別室が設置できない学校では、保健室や図書室を活用して、不登校傾向の児童への支援を行っている場合がある。

一方、教室以外の場所で児童生徒を支援する「不登校相談員」や「学びいききサポートティーチャー」を配置している学校もあるが、別室に不登校相談員等の支援員が配置されていないと、別室利用者は少ない状況となっている。なお、不登校相談員等の支援員が配置されていない学校では、管理職や授業等のない教職員が対応している。



※データ抽出元：令和4年度不登校児童生徒に係る調査（市）





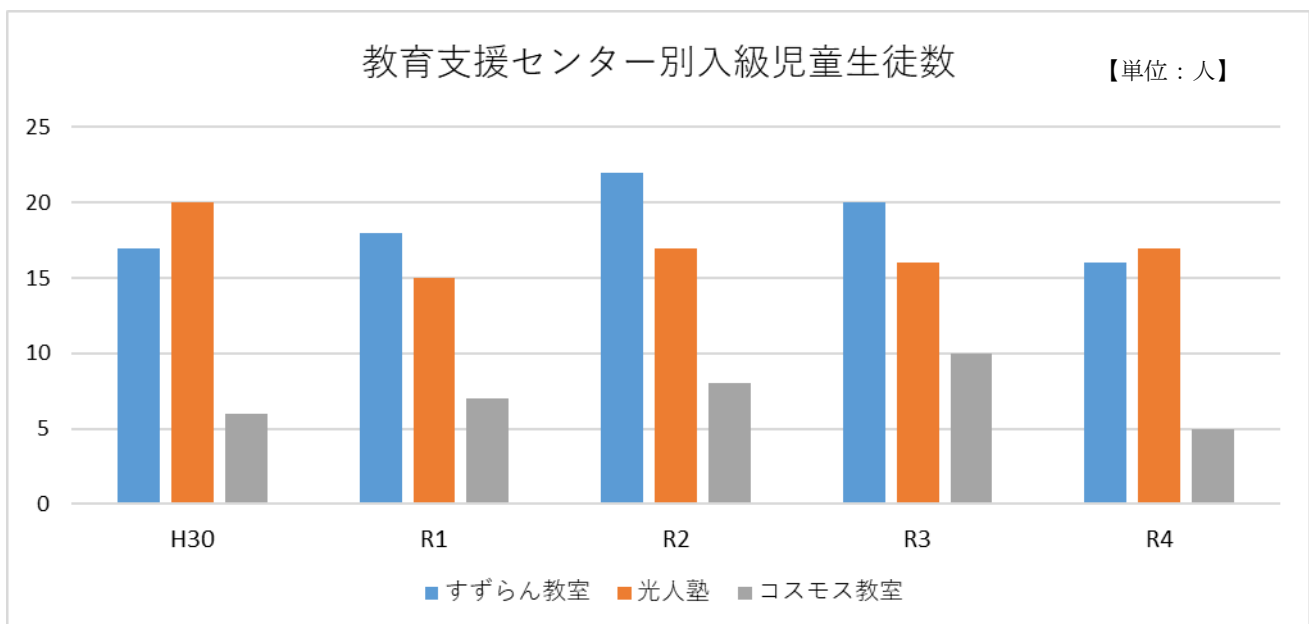
※データ抽出元：令和4年度不登校児童生徒に係る調査（市）

（3）不登校児童生徒への対策

出雲市では、3か所で教育支援センターを運営しており、入級する不登校児童生徒数は、不登校児童生徒の増加に伴い増加傾向にある。

※教育支援センターのスタッフ数：27名（令和4年度末時点）

※受け入れ児童生徒数：3つの教育支援センターあわせて概ね50名程度



区 分	H30	R1	R2	R3	R4
すずらん教室	17	18	22	20	16
光人塾	20	15	17	16	17
コスモス教室	6	7	8	10	5
合計	43	40	47	46	38

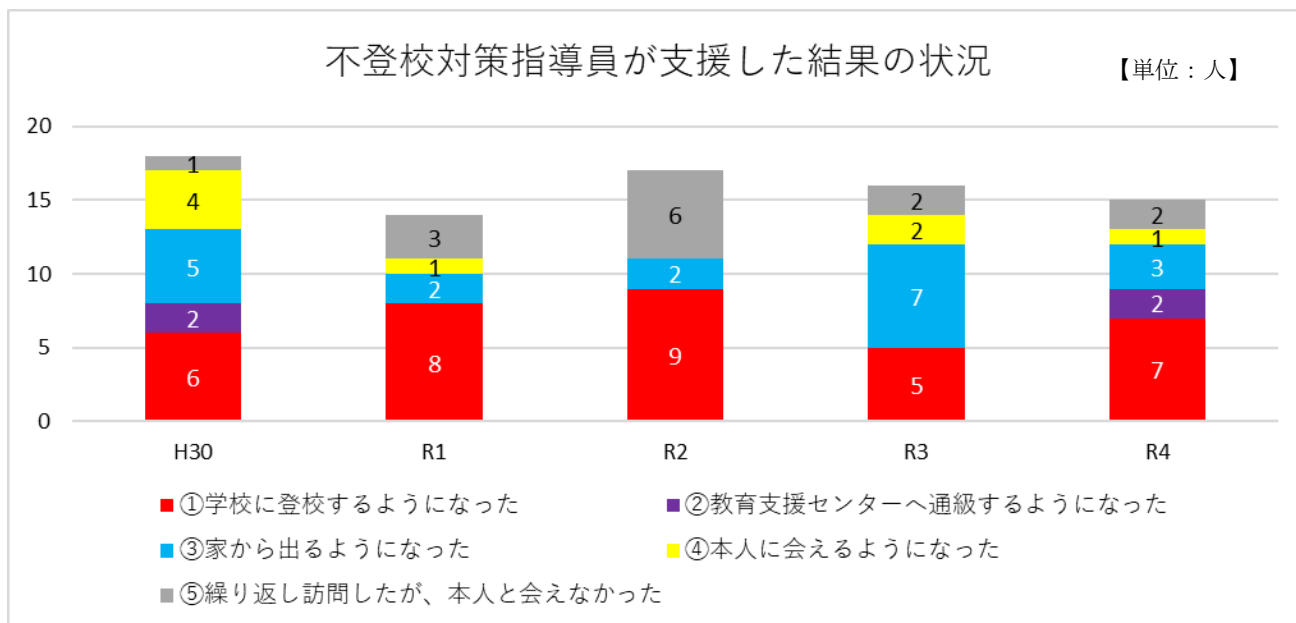
※データ抽出元：令和4年度不登校児童生徒に係る調査（市）

(4) ひきこもり傾向の児童生徒への対策

ひきこもり傾向の児童生徒とは、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態、あるいはこの状態に近い児童生徒である。

不登校対策指導員は、ひきこもり傾向の児童生徒が他者との関わりを通して社会的に自立できるように支援を行っている。支援にあたっては、本人の休養の必要性も念頭に置きつつ、家庭訪問等を通じての相談や学習支援等のアウトリーチ型支援により、まずは外部とのつながりを持つことから取り組んでいる。

不登校対策指導員が支援を行った不登校児童生徒の多くは、学校に登校できるようになったり、家から出られるようになったりするなど、状況の改善が見られる。



区 分	H30	R1	R2	R3	R4
①学校に登校するようになった	6	8	9	5	7
②教育支援センターへ通級するようになった	2	0	0	0	2
③家から出るようになった	5	2	2	7	3
④本人に会えるようになった	4	1	0	2	1
⑤繰り返し訪問したが、本人と会えなかった	1	3	6	2	2
合計	18	14	17	16	15

※データ抽出元：不登校児童生徒に係る調査（市）

(5) ICT機器の活用事例

- ・在籍学級と学校の別室または自宅をビデオ会議システム等で繋ぎ、行事や授業、学級の様子等を共有しているところもある。
- ・学校と教育支援センターをビデオ会議システム等で繋ぎ、行事や授業、学級の様子等を共有しているところもある。
- ・学校の別室と自宅をビデオ会議システム等で繋ぎ、個別の相談や授業等を行う。
- ・教育支援センターと自宅をビデオ会議システム等で繋ぎ、状況確認や授業等を行う。
- ・児童生徒が自宅でドリルや課題をタブレットで行い、ファイル共有システムにより学校で教員が確認する。

Ⅲ 不登校対策の基本的な考え方

本市では、令和4年度に「第2期出雲市教育大綱」を策定し、社会情勢の変化を踏まえ、今後5年間の学校教育の取組の方針や目標を示している。その中で、「一人一人を大切にす
る教育」を重点目標として掲げ、不登校対策の充実・強化を図ることとしている。

◎一人一人を大切にする教育

不登校、いじめ、問題行動等への適切な対応を行うため、学校はもとより市、教育委員会、児童相談所等が連携を密にし、支援体制の充実・強化を図るとともに、未然防止に向けた取組を行います。

また、「第4期出雲市教育振興計画」では、困難を抱える子どもの支援として不登校対策の充実を掲げている。

◎不登校対策の充実

- ①小・中学校での支援体制の充実
- ②教育支援センターでの支援体制の充実
- ③教育委員会での支援体制の充実
- ④ICTを活用した支援

加えて、国は、平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の基本理念に基づき、教育機会の確保等に関する施策を講ずることとし、令和5年3月には「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（通称：COCOLOプラン）」を取りまとめ、新たな不登校対策の方向性を示している。

これらを踏まえて、本市における不登校対策については、以下の基本的な考え方により対策に取り組んでいく。

【不登校対策の基本的な考え方】

不登校の未然防止に努めるとともに、不登校になったとしても、学校だけではなく多様な学びの場を確保し、個々の学びを保障する。

この考えに基づき、学校、家庭、地域、関係機関や民間との連携を図りながら、不登校の児童生徒の状況に応じた施策を実施することにより学びを保障し、児童生徒が社会的自立できる力を高めていく。

IV 不登校対策の各施策

不登校対策については、以下の5つの柱で各種施策を組み立てる。

- 1 不登校の未然防止
- 2 不登校傾向児童生徒への支援
- 3 不登校児童生徒への支援
- 4 ひきこもり傾向の児童生徒への支援
- 5 保護者への支援

※不登校児童生徒

年間の欠席日数が病気等を除き30日以上となった児童生徒。

※不登校傾向児童生徒

年間の欠席日数が30日未満の生徒のうち、以下のような状況にあり、学校が不登校となることを心配している児童生徒。

- ・休みがちであり、30日以上欠席が懸念される児童生徒
- ・登校しても教室に入ることができず、教室以外の別室等で過ごしている児童生徒
- ・登校しても教室に入ることができず、一定の場所で過ごすことができない児童生徒

※ひきこもり傾向の児童生徒

社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態、あるいはこの状態に近い児童生徒。

1 不登校の未然防止

学校が、児童生徒が安心して安全に過ごせる居場所となるように、チーム学校により、全ての児童生徒の学びを保障する学校づくりを支援していく。

①居場所づくり・絆づくりの促進

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級が安心・安全な居場所となるよう取組を行う。特に児童生徒のソーシャルスキルやコミュニケーション能力の向上を図るため、特別活動の充実を図るとともに、市内全校で「だんだんタイム（よりよい人間関係づくり・対話力育成プログラム）」の実施を推進する。

②「わかる授業づくり」を目指した授業改善

児童生徒一人一人の学習状況を把握したうえで、児童生徒にわかる授業づくりを進めるため、教員研修を実施するとともに学校訪問等を通して指導・助言を行う。

③デジタル技術を活用した個や集団の状態把握

児童生徒が発する小さなSOSを見逃さないようにするため、タブレット端末等を活用して、毎朝一人一人の児童生徒の心と体の状態把握を実施する。【新規】

また、現在は市が年間2回、紙媒体で行っている学校生活に関するアンケート調査を、タブレット端末を活用して実施することで、児童生徒一人一人の満足度や、学級集団の状態等について早期に把握し、対応につなげる。【拡充】

④教育相談体制の充実

不登校の要因は多岐にわたり、児童生徒の悩みは多様化しているため、心理の専門

家であるＳＣの配置時間の拡充を図り、困難さを抱える児童生徒を早期のうちに把握するとともに、継続的な関わりができるようにする。【拡充】

⑤保幼小中の連携の推進

保幼小連携の取組として、小学校への入学を控えた幼児の不安を軽減し、小学校生活への期待を高め、保幼小の滑らかな接続を図るために「保幼小交流の日」を継続して行うとともに、接続期のカリキュラムの評価・改善を図る。

小中連携の取組として、中学校進学を控えた小学生が中学校生活の見通しをもつことができるように、各中学校区での特色ある取組を支援する。また、中学校で実施している教科担任制を、小学校高学年から導入することについて検討する。【拡充】

※保幼小交流の日

出雲市独自の取組として、平成２７年度から同一日に全市一斉に実施している。次年度に小学校へ就学する予定の幼児及び保護者を対象として、就学予定先の小学校において、交流活動や体験活動等を行っている。

⑥望ましい生活習慣づくりの推進

不登校の要因に、「生活リズムの乱れ」が多くあげられていることから、望ましい生活習慣づくりについて周知・啓発するとともに、各中学校区で実施している取組を支援していく。特にメディア接触については、保護者対象の研修会を実施して、家庭と連携した取組を推進する。

⑦欠席時の速やかな学校対応の徹底

児童生徒が欠席した時に、全市内共通の学校対応としている「欠席１日目は電話連絡、２日目は家庭訪問、３日目は組織対応」の徹底を図り、学校は欠席した児童生徒の早期からの状況把握を行う。

2 不登校傾向児童生徒への支援

行き渋りを含め不登校の兆候を示す児童生徒については、個別のニーズに応じた支援策を実施していく。

①校内教育支援ルーム（仮称）の設置

教室に入りづらい児童生徒が学校で安心して過ごせる学びの場として、校内に教室以外の専用の部屋を確保し、不登校相談員等の支援者を配置した校内教育支援ルーム（仮称）を段階的に整備する。【新規】

②ＩＣＴ機器を活用した支援

ＩＣＴ機器を活用して在籍学級と校内教育支援ルーム（仮称）をつなぎ、教室に入りづらい児童生徒が授業や行事に参加する機会を確保する。

また、自宅と校内教育支援ルーム（仮称）をつなぎ、個別学習や相談ができるようにする。【新規】

③「Let's 理科学習」の実施

中学生を対象として、理科への興味・関心や学習意欲の向上を図るため、年間３回出雲科学館において理科学習を実施する。

④ S C ・ S S W の校内支援会議への参画

学校で児童生徒に対する支援内容等を検討する校内支援会議等において、S C や S S W の専門的な助言を受ける機会を確保するため、配置時間の拡充を図る。【拡充】

⑤ 児童生徒理解に係る教職員研修の充実

教職員が児童生徒の人間関係や所属する学級集団への適応状況等を把握したり、特別支援教育の視点から必要とされる支援について理解したりする研修の機会を確保する。

また、児童生徒の状況に応じた教育相談やアセスメント等について各学校の不登校対策コーディネーターの専門性を高める研修会を実施する。【新規】

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒については、学校以外の場を含め、多様な学習機会や相談機会を確保するとともに、個々の状況に応じて社会的自立を目指した適切な支援を実施していく。

① 教育支援センターの支援の充実

市内3か所にある教育支援センターに入級を希望する不登校児童生徒が増加し、受け入れが困難になっていることから、受け入れ人数の増加を図る。【拡充】

また、I C T 機器を活用して教育支援センターと自宅や学校をつなぎ、児童生徒の状況やニーズに応じた学習支援や相談を行う。【新規】

② 「学びの多様化学校」設置の検討

不登校児童生徒のニーズに応じた学びの場を拡充するために、「学びの多様化学校」について先進地の情報を収集し、調査・研究を行う。【新規】

※学びの多様化学校

教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校の通称であり、文部科学省が令和5年8月に「不登校特例校」という名称から変更した。

③ 民間団体等との連携

不登校児童生徒の支援を行っているフリースクール等の民間団体の状況把握を行うとともに、学校と民間団体等との連携を推進し、児童生徒の学びの場を確保する。

【新規】

④ 学習状況の評価

不登校児童生徒が、学校以外の場で学んだ場合であっても学習評価を行い、学習成績に反映したうえで指導要録上の出席扱いとすることができるよう、ガイドラインを作成する。【新規】

※指導要録

今後の指導に生かすために学校が作成する記録簿であり、「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなる。

⑤教育相談体制の強化

児童生徒がSNS等を活用して、周囲を気にせず相談できる窓口の設置について検討を行う。【新規】

⑥学校の組織対応の支援

学校が定期的な家庭訪問や電話連絡をすることにより、児童生徒や保護者とのつながりを維持することを徹底する。

児童生徒支援調整員が教育支援センターや不登校対策指導員等の支援について学校と連絡・調整を行い、医療や福祉等の外部機関との連携が必要な場合は、学校が設ける関係機関等との協議の場において、児童生徒支援調整員が助言する。【拡充】

4 ひきこもり傾向の児童生徒への支援

不登校児童生徒のうち特にひきこもり傾向の不登校児童生徒については、他者との関わりを通して社会的自立ができるよう支援を行っていく。

①アウトリーチ（訪問）型の支援

児童生徒の休養の必要性を念頭に置きつつ、不登校対策指導員がチームを組んで家庭訪問を実施し、人間関係を築きながら徐々に自宅外の活動を促す。

②相談及び学習の機会の確保

児童生徒の状況に応じて、不登校対策指導員がICT機器も活用しながら相談や学習支援を行う。【新規】

また個別の状況やニーズに応じて、心理相談員が対面やオンラインでカウンセリングを行う。【新規】

③多様な居場所や他者と関わる機会の周知

多様な居場所や他者と関わる機会について情報収集し、学校等に対して周知する。

④「Enjoy 科学教室」の実施

不登校対策指導員と連携し、人とかかわりながら学ぶ楽しさを感じ、楽しい実験や工作をする科学教室を年間9回程度出雲科学館において実施する。

5 保護者への支援

不登校等児童生徒の支援には、保護者の理解や対応が不可欠であり、保護者の不安軽減のための場の確保と相談機会の情報提供に取り組んでいく。

①保護者同士がつながる場づくり

不登校に関する悩みをもつ保護者同士が、お互いの不安を軽減したり、情報共有したりできる場を提供する。【新規】

②定期相談会の実施

不登校等に関する幅広い悩み等を相談できる窓口として、SSWによる定期相談会を週2回程度実施する。【拡充】

③相談窓口についての情報提供と不登校対策の考え方の周知

悩みや不安を抱える保護者には、各種相談ができる窓口について情報提供するとともに、全ての保護者に対して、本市の不登校対策の考え方等について周知を図る。【新規】